

承認第 4 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三保医第 507 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正の施行に伴い、急施を要し議会を招集暇なきにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日
三宅町長 森田 浩 司

条例第 15 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険税条例（昭和 35 年 3 月三宅町条例第 53 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 31 日専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険税条例（昭和 35 年 3 月三宅町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に、同項第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三宅町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)	(国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>53 万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)